

議案第 3 号

野田市通学区域審議会運営規則を廃止する規則の制定について

野田市通学区域審議会運営規則（昭和57年野田市教育委員会規則第2号）
を廃止する規則を次のように定める。

令和元年9月27日提出

野田市教育委員会教育長 佐藤 裕

野田市教育委員会規則第 号

野田市通学区域審議会運営規則を廃止する規則

野田市通学区域審議会運営規則（昭和57年野田市教育委員会規則第2号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

野田市通学区域審議会条例の改正により、審議会の運営に関する事項が条例に規定されることから、当該審議会の運営に関する事項を定める本規則を廃止しようとするもの。